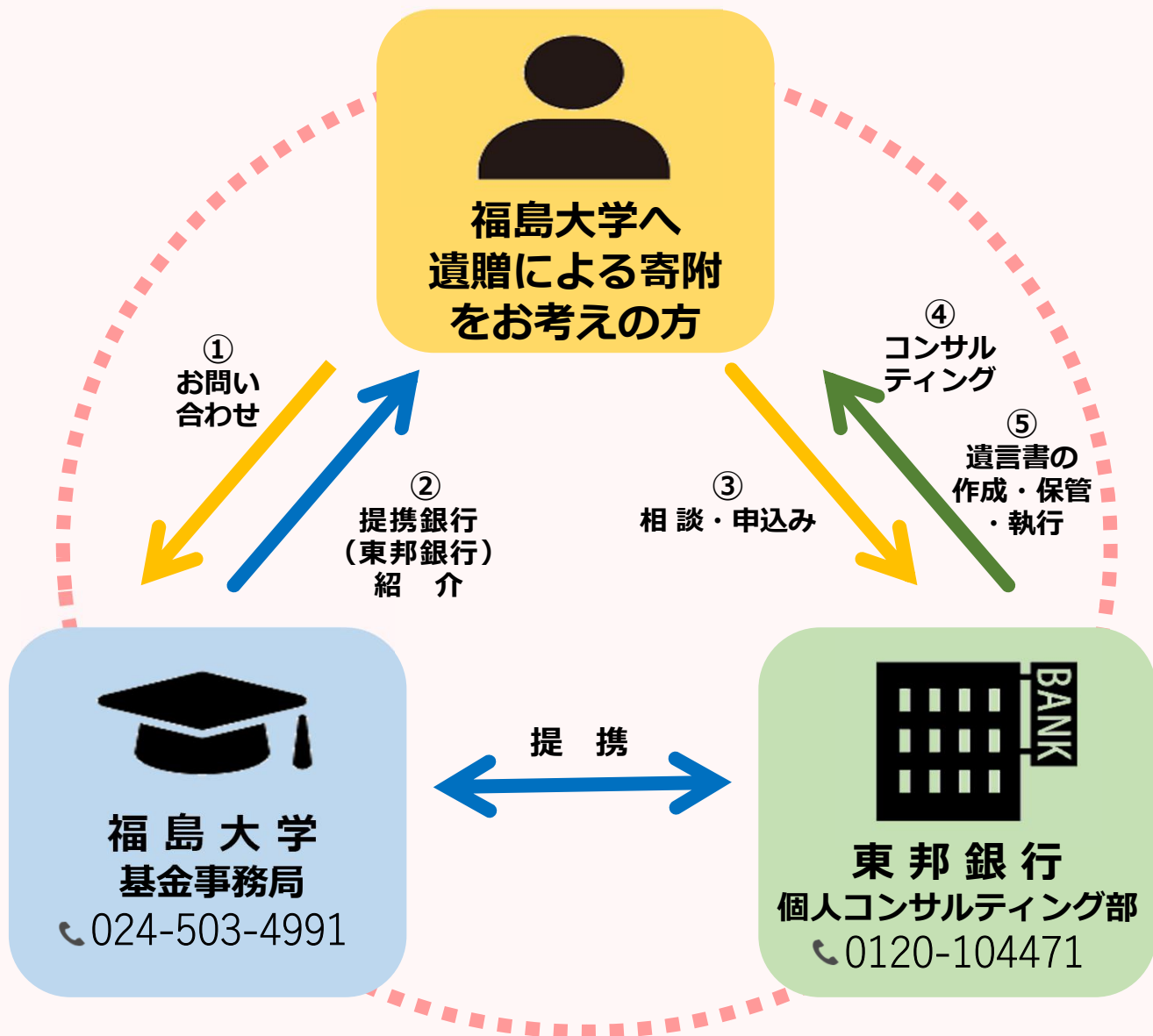


# 福島大学 遺贈による寄附制度のフロー図



① ②	お問い合わせ 銀行紹介	福島大学へ遺贈による寄附をお考えの方（以下、寄附者様）は、福島大学基金事務局へお問い合わせください。提携銀行をご紹介いたします。寄附者様から提携銀行へ直接ご相談いただくこともできます。
③ ④	相談・申込み コンサルティング	遺贈・相続財産に関するご相談、ご意向を提携銀行の専門スタッフがお受けします。 (公正証書の作成や遺言書の作成・保管・執行には所定の費用がかかります。)
⑤	遺言書の 作成・保管 ・執行	寄附者様のご意向が固まりましたら、遺言書を公正証書で作成していただきます。作成した遺言書は提携銀行が保管・管理し、ご逝去の通知があり次第、遺言を執行いたします。